

○宮崎大学地域資源創成学部・地域資源創成学研究科国際委員会規程

〔平成28年4月1日〕
制 定

改正 令和2年3月25日 令和3年12月22日
令和4年8月3日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学地域資源創成学部及び大学院地域資源創成学研究科（以下「本学部・研究科」という。）における国際活動に関する事項を審議するため、本学部・研究科に設置する宮崎大学地域資源創成学部・地域資源創成学研究科国際委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学部・研究科に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育の国際活動に関する事項
- (2) 海外留学及び留学生受入れに関する事項
- (3) 国際共同研究、国際協力プログラムに関する事項
- (4) 宮崎地域の中等教育、国際活動への協力に関する事項
- (5) 国際活動に係る自己点検・評価に関する事項
- (6) その他国際活動に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部教授会から選出された教員 数人
- (2) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の中から互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 3 年 12 月 22 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 4 年 8 月 3 日から施行する。